

2024年2月7日

各 位

会 社 名 株式会社SANKYO
代 表 者 名 代表取締役 石原明彦
社 長
(コード番号 6417 東証プライム)
問 合 せ 先 常務執行役員 高橋博史
管理本部長
(TEL. 03-5778-7777)

株式分割、定款の一部変更及び
自己株式の取得に係る事項の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割、定款の一部変更及び2023年11月7日開催の取締役会において決議いたしました自己株式取得に係る事項の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家の皆さまがより投資しやすい環境を整えるとともに、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的とするものです。

2. 株式分割の概要

(1)分割の方法

2024年2月29日(木)最終の株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき、5株の割合をもって分割いたします。

(2)分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	52,000,000株
②今回の分割により増加する株式数	208,000,000株
③株式分割後の発行済株式総数	260,000,000株
④株式分割後の発行可能株式総数	500,000,000株

(注)上記の株式分割前の発行済株式総数は、2024年2月7日現在の発行済株式総数から2024年2月20日に消却する自己株式の数を控除して算出しております。詳細につきましては、本日別途開示しております「自己株式の消却に関するお知らせ」をご覧ください。

(3)分割の日程

①基準日公告日	2024年2月14日(水)(予定)
②基準日	2024年2月29日(木)(予定)
③効力発生日	2024年3月1日(金)(予定)

(4) 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数の調整

当社は、新株予約権（株式報酬型ストックオプション）を複数発行しておりますが、行使価額の調整は行わず 1 株につき 1 円とし、調整後の付与株式数については、調整前付与株式数に 5 を乗じた株数とします。

(5) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づく取締役会決議により、当社定款第 6 条を変更し、発行可能株式総数を変更するものとします。

なお、定款の変更の効力発生日は 2024 年 3 月 1 日（金）となります。

(2) 変更の内容（下線部分は変更箇所を示しています。）

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>14,400 万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>50,000 万株</u> とする。

4. 自己株式の取得に係る事項の一部変更について

(1) 変更の理由

上記の株式分割に伴い、2023 年 11 月 7 日付で開示しました「自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ」に記載の「取得し得る株式の総数」を変更いたします。

(2) 変更の内容（下線部分は変更箇所を示しています。）

変更前	変更後
取得し得る株式の総数 <u>10,000,000 株（上限）</u>	取得し得る株式の総数 <u>50,000,000 株（上限）</u>

（ご参考）

2023 年 11 月 7 日開催の取締役会における自己株式取得に関する決議内容

- (1) 取得する株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 10,000,000 株（上限）
（自己株式数を除く発行済株式総数に対する割合 18.56%）
- (3) 株式の取得価額の総額 70,000,000,000 円（上限）
- (4) 取得期間 2023 年 11 月 8 日～2024 年 4 月 30 日
- (5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付け
①自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け
②自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け

以 上